

第5次山口県保健医療計画の改定について

【医療制度改革関連改定分】

1 改定の趣旨

効率的で質の高い医療サービスが適切に提供される医療提供体制を確立するため、4疾病5事業に係る医療連携体制の構築に向けて、現行の「第5次山口県保健医療計画」（計画期間；平成18年度～22年度）を改定。

- ・ 4疾病；がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病
- ・ 5事業；救急医療、災害時における医療、へき地の医療
周産期医療、小児医療(小児救急医療を含む)

2 計画期間

平成20年度から平成24年度まで

→ 医療費適正化計画など医療制度改革関連諸計画と一体となって推進する必要があることから、現行計画の分冊として整理。

3 改定の概要

(1) 改定の考え方

地域の限られた医療資源を有効に活用し、効率的で質の高い医療を実現するため、4疾病5事業について、医療機能を明らかにし関係する医療機関が連携することにより、患者の立場に立った切れ目のない医療を提供する体制を構築。

また、在宅医療の推進を図るため、在宅医療の機能を明らかにし在宅医療連携を推進。

(2) 改定内容

- ・ 医療機能とそれを満たす医療機関の明確化
- ・ 連携体制に係るイメージの提示
- ・ 連携の達成状況を評価する数値目標の設定
- ・ 山口県における連携体制の取り組み

医療計画

- 地域における医療機能を満たす医療機関の明確化
- 連携イメージの提示
- 地域で取り組まれている医療連携体制事例の提示

※ 医療計画をベースに検討

構築に向け支援



協議会

- 医療機能を満たす医療機関の明確化に基づき、具体的な医療連携体制構築に向けた検討
- 既に構築された医療連携体制の地域への波及の可能性等について検討
- 既存の医療提供体制の見直し・再編成等について検討（集約化・重点化等）

※ 保健所は公的立場から支援

- ・ 複数の医療機関の調整
- ・ 予防・介護領域への働きかけ
- ・ 取り組みの普及啓発

など

地域の実情に応じた自主的な医療連携体制の構築

【本編改定分】

1 改定の内容

計画終期（現行；平成22年度まで）を2年間延長し、計画期間を平成18年度から平成24年度とする。

2 改定の理由

医療制度改革関連改定分の計画期間（平成20年度から平成24年度）との整合を図る。

3 参考

基準病床数等に変更しない。